

# 入札監理小委員会 第 6 6 4 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第664回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年6月8日（水）15：06～16：40  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
  - 能力開発基本調査（厚生労働省）
  - 宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務（観光庁）
3. 閉会

### <出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員、  
三輪専門委員

### (厚生労働省)

人材開発統括官付人材開発政策担当参事官付政策企画室 室長 黒田 啓太

### (観光庁)

観光戦略課観光統計調査室 室長 岩上 順子  
観光戦略課観光統計調査室 専門官 小野 正剛  
観光戦略課観光統計調査室 係員 迫下 啓樹

### (事務局)

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第6回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、能力開発基本調査の実施状況について、厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官付政策企画室、黒田室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○黒田室長 よろしくお願ひいたします。厚生労働省人材開発統括官付政策企画室長の黒田です。本日は、私から能力開発基本調査の実施状況につきまして、資料1と資料A-2を用いて御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、本題に入ります前に、資料A-2の方で、能力開発基本調査の概要について簡単に御説明させていただきます。調査の目的ですが、能力開発調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料等とすることを目的として実施しております。平成13年度以降毎年実施されている調査です。

調査対象は、15業種に属する常用労働者を30人以上雇用している民営企業及び民営事業所並びに当該民営事業所に雇用されている常用労働者となります。

調査期日は、例年10月1日です。令和2年度のみ、後ほど御説明しますが、12月1日時点の調査となっています。

調査事項は、企業調査、事業所調査、個人調査の3つの調査につきまして、資料に記載の調査項目について調査をしています。

公表につきましては、調査実施の翌年の6月末までに公表としています。

調査の流れにつきましては、委託先事業者において、調査客体に対して、郵送調査またはオンライン調査によって調査を行います。

以上が前提知識として御説明させていただきました能力開発基本調査の概要です。

それでは、本題に入ります。続きまして、資料1能力開発基本調査の実施状況について（案）を御覧ください。

まず1ページ目、1. 事業の概要の（1）です。本調査の業務内容は、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、疑義照会対応、データ入力に係る業務であり、契約期間につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年間です。

株式会社サーベイリサーチセンターへ委託をしており、3年間の契約金額の合計は税抜きで1億2,000万円余りとなっています。

続きまして、（7）事業者の決定の経緯について御説明申し上げます。まず、令和2年2月に初回公告を行いました。3月に入札説明会を行いまして、2者の参加がありましたが、

4月の入札期限までに応札者が現れなかつたため、入札不調となりました。初回公告では入札参加資格をA等級のみに限定していたので、総務省の統計部門や市場化テスト部門と相談し、A・B・C等級に入札参加資格の等級を拡大の上、6月に再度公告を行いました。その際には7者から入札説明書を取りに来ていただきましたが、再び入札不調になりました。

入札説明書を配付した事業者に応札しなかつた理由をお尋ねしたところ、その理由として、まず、当時はちょうど新型コロナウイルス感染症が発生した最初の年で、4月に最初の緊急事態宣言が発令された前後でしたので、調査員調査方式により調査を実施することを予定していた部分について、調査員が事業所に直接訪問する調査員調査の体制を確保するということが困難、という意見をいただきました。

このような意見を踏まえまして、また、2度も入札不調になりましたので、2点、変更を行いました。一つが、事業所調査及び個人調査の調査方法を調査員調査方式から郵送調査方式への変更。もう一つが、2度入札不調になり、スケジュールが押してしまったため、調査開始時期を例年の10月1日から2か月後の12月1日にすることといたしました。9者に入札説明書を配付させていただきましたが、結果として3度目の入札も不調となりました。

これ以上の遅延は本調査の実施スケジュールに影響を及ぼすことから、市場化テスト部門の皆様方の了承も得つつ、過去に本調査の受託実績がありました株式会社サーベイリサーチセンターと同年10月19日に随意契約を締結するということで、調査を実施することになりました。以上が調達の経緯です。

続きまして、2ページ目の2. 本事業において確保されるべきサービスの質の達成状況について御説明申し上げます。

まず、(1) 確保すべきサービスの質の達成状況及び評価を御覧ください。表を用意しております、達成すべき質と、右側に評価／実施状況と分けています。

まず結論から申しますと、表中の①スケジュールの遵守及び②マニュアルによる対応、この2つについては、適切に実施されたと考えています。

次のページについて、④を先に申し上げると、④の報告期日、検査につきましては、令和2年度、令和3年度、いずれの調査におきましても、調査計画に定める集計事項に基づき、概ね適切に実施されたと考えています。

令和2年度調査において、統計数値の訂正が2度発生してしまいましたが、集計誤り発覚後の修正対応につきまして、迅速かつ丁寧に適切な対応が行われたと考えており、しっかりと修正対応ができていたということで、「概ね適切」と評価させていただいている。

懸案である3ページ目の③回収率等の目標について御説明します。本調査の目標となる有効回収率につきまして、企業調査60%以上、事業所調査が70%以上、個人調査が60%以上と設定していますが、令和2年度、令和3年度ともに、それぞれ目標回収率には届きませんでした。一方で、目標未達の中で目標達成に向けた方策を講じていたため、そういう意味で、評価としては「目標の達成はならなかったが、適切に実施された」とさせていただいております。

こうした中で、この目標回収率を達成するために、2つの方策を講じました。4ページ目の（2）を御覧ください。1つ目は、①といたしまして、本社一括対応を行いました。事業所調査の実施に当たりまして、全国に多数の支社や営業所を擁する大規模企業に属する事業所に対しては、当該事業所数分の調査票を個別の事業所ごとに配布するのではなくて、本社に一括して送ることで、本社と事業所のやり取りの負担を軽減するという作業負担の軽減措置を講じた対応になります。

2点目が②の個人調査客体へのメールの督促です。個人調査について、事業所調査と個人調査は紐付いていて、調査対象である事業所調査に属している個人が調査客体となり、事業所の担当者経由で調査票の配布や、督促を行います。こうした中で、調査の協力依頼や督促のメールテンプレートを委託事業者の方で作成し、あらかじめ事業所へ送付しておくことで、間接的ですが、個人の調査客体に対する督促業務を実施しました。

こうした取組がありまして、令和2年度、令和3年度の両方とも目標は達成できていませんが、令和2年度と令和3年度を比べた場合には、事業所調査及び個人調査については、前年度を上回る有効回収率になりました。

ここまでが、本事業において確保されるべきサービスの質の達成状況についての御説明です。

次に、5ページ目、3. 実施経費の状況です。平成28年度調査と今回の市場化テストの対象の令和2年度から令和4年度調査の費用を比較したいと思います。説明に入る前に前提を申しますと、令和2年度調査以降の調査は、先ほど申し上げたとおり、もともと調査員調査方式で実施していたところを、郵送調査方式に切り替えた部分があるので、予算上は、平成28年度調査では調査員調査方式の費用が計上されていて、令和2年度調査以

降は調査員調査方式の費用は計上していません。また、逆に平成28年度調査では郵送調査方式の費用が少なかった部分が、令和2年度調査以降では郵送調査方式の費用に上乗せをしていることなどがありますので、単純に項目が一致しているわけではなく、比較できない部分があるという前提がある点に御留意いただきながら見ていただければと思います。

両者の契約金額を単純比較しますと、令和2年度から令和4年度調査については、3年契約で1億2,000万円余りでしたが、これを3で割ると、4,131万円余りとなっていきます。平成28年度調査の4,290万円と比べると減少しているという状況です。

次に、6ページ目の4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等を御覧ください。3つの提案を実施していまして、3つ目は先ほど申し上げたメールでの個人調査の督促の実施ということなので割愛します。1つ目が、調査票に二次元バーコードを付して、スマートフォンやタブレットからの回答を容易にするような取組をしていただいた。2つ目が、調査資材の裏面に「回答の手引き」というものをつけて、調査を受ける方々が回答しやすいように、そして回答意欲を高めるような工夫というものをしていただきました。

こうした取組を通じて、コロナ禍で企業等の出勤抑制が続いて、調査を実施することが困難な状況の中でしたが、調査を適切かつ効率的に実施できたと考えています。

令和2年度、3年度の能力開発基本調査の実施状況については以上となります。これまで御説明した状況を踏まえまして、最後、6ページ目について御説明します。

まず、5. 全体的な評価について、全体的な評価を行うに当たりまして、厚生労働省で5月23日に3名の外部有識者からなる検討会を開催いたしました。本実施状況について御審議いただいた結果、入札の実施状況や目標回収率の達成状況が未達だったということから、競争性及び確保される質に課題があるという御意見をいただきており、当該意見を踏まえた評価を行っています。

次の6. 今後の事業について、端的に申し上げれば、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (1) にある市場化テスト終了基準に照らした場合、③、④について、十分に満たしていないと部分がありましたので、次期、令和5年度～令和7年度の事業実施においても、引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施して、競争性の確保など事業実施のさらなる改善に努めたいと考えています。

具体的には、③につきましては、3回目の入札で入札説明書を配布した9者に応札しなかった理由を聞いたところ、「スケジュールが後ろ倒しになり目標回収率の達成が難しかった」、「調査員調査方式ではなくて郵送調査方式になったことで、逆に督促業務の負担が

重くなってしまった」などの意見がありました。そういった指摘も踏まえながら、仕様書の不明点など、修正が必要なところは修正をして、今後の調達に反映したいと考えています。④につきましては、企業、事業所及び個人調査の目標回収率の達成に向けて、オンライン回答を従来以上に向上させる方策等を検討して、課題解消を検討してまいりたいと考えています。

簡単ですが、私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○中川主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省から御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）につきまして、資料A-1に基づきまして御説明いたします。

まず、Iの事業の概要等につきましては、先ほど厚生労働省より御説明がありましたので、改めての説明を割愛させていただきます。

次に、IIの評価につきまして、結論といたしましては、次期につきましても市場化テストを継続することが妥当であると考えております。

以下、その根拠について申し上げます。まず、確保されるべき質の達成状況につきまして、3ページ目、(3)回収率等の目標につきましては、今回評価対象とした2年度分とも、当初実施要項で設定した、最低限達成すべきとする有効回答率を達成しておりません。

しかし、個人調査の有効回答率については、令和2年度が低調だったことから、令和3年度調査において、本社一括対応や、個人調査客体への督促を事業所経由で行うなど対応策を実施したところ、前年度を上回る状況となっており、一定の成果はあったものとなっています。

また、(4)報告期日、検査にもあるとおり、集計ミスもありましたが、厚生労働省によると、委託業者の集計誤りや体制の不備などが主な原因になるが、厚生労働省から仕様等を明確に示していなかったなど、必ずしも委託事業者のみに責があるものではないこと、公表数値との相違発見後、各統計表の集計誤りについて、委託事業者側から包み隠さず全て申告があり、誠実な対応が行われたこと、全統計表を再集計することになりましたが、最初の発覚から約3週間で対応が完了したことなどから、訂正が発生したことをもって直ちに不適と判断するのではなく、全体的な対応を総合的に勘案して、おおむね適切に実施されたと判断しております。

続いて、(3)の実施経費につきまして、令和2年度及び令和3年度は、調査員調査方式から郵送調査方式に変更したことにより、単年度当たりで換算すると、従来経費と比較して3.7%の減少となっておりました。

次に、(4)選定の際の課題に対応する改善として、市場化テストの1期目では、複数者応札が実現したものの、確保されるべき質の達成及び経費削減に課題が認められていましたが、今期は入札不調となり、従前に契約をしたことがある事業者との随意契約となつたこと、有効回答率の目標が未達成であることなどにより、競争性とサービスの質において課題が残ることとなりました。

続きまして、5ページの(5)評価のまとめにつきましては、確保されるべきサービスの質について、一部目標を達成していないという点は先ほど申し上げたとおりです。また、民間事業者の提案により、回収率向上の対策が取られるなど、一定の効果があったものと評価できる一方、有効回答率は前期に引き続き目標水準に達していない状況にあります。

最後に、(6)今後の方針について、本事業は、今期が市場化テストの2期目となり、経費削減が達成されたものの、今期は、競争性が確保されなかつたこと、また前期に引き続き確保されるべき質の達成において課題が認められたことから、良好な実施結果を得られたと評価することは困難であります。

実施府省からも先ほど御説明がありましたとおり、次期についても市場化テストの枠組みを継続して行うとしているところ、今期に引き続いて経費の効率化を図りながら、有効回答率を向上させるためのさらなる方策、また調査員調査を前提としない調査実施方法について事前に幅広く周知することで事業者の参入を促すことなど、これらの課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

事務局からは以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見なりの御発言をお願いいたします。三輪委員、お願ひいたします。

○三輪専門委員 では、何点か、質問と意見を言わせてください。

一つは、今回は入札する業者がなかつたという不調を経て、訪問するような調査から郵送に切り替えたということなんですかけれども、その際にはかなり、私から考えると、訪問

調査と郵送調査というのは、回収率も違いますし、予算も違いますし、データのクオリティーも違うので、すごく大きな変更だと思うんですけれども、それに至る意思決定というか、どうオーソライズしたのかも含めて、ちょっとそちらを聞かせてくださいというのが1点目で、その点について伺うんですけども、回収率に関しても、もともとこの6割、7割、6割という目標の回収率も、これは恐らく訪問が前提で作られた値ではないかと思っております。一般的に見て、訪問と郵送の調査でしたら、郵送のほうが回収率が低いのは割と自明かなとも思いますので、それについてはどう評価したらいいのかといったことで、何かこの数字だけ並べて比べるのはどうか。かといって、今後も郵送で続けるというのか。

あと、3点目はそれと関連して、郵送でやったのはコロナ対応の例外的な時期として、今後の調査の設計といいますか、訪問調査に戻すのか。でも、先ほどの話だと、そうではなくて、新しくオンラインの活用だとかということをおっしゃったんですけども、何かその辺り、つまり、結構これはすごく大きな話で、私は驚いているんですけども、どのような意思決定がなされたのか、どのような議論がどこまで尽くされたのかという点に関してお教えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○黒田室長 ありがとうございます。厚生労働省です。御指摘いただいた3点にお答えします。

まず、1点目です。入札不調を経て、調査員調査方式から郵送調査方式に変更した意思決定です。委員がおっしゃるとおり、確かに相当重たい決定であったため、2月の1回目と6月の2回目の入札では調査員調査方式を維持しました。できれば調査方式は変更したくなかったという事はありますが、この年は国勢調査においても調査員調査方式の方法を緩和したくらいコロナの影響が大きく、3密回避など、対面で調査書類を渡すことができないような状況でした。そうした中で、調査方式の変更については、厚生労働省内の統計部門や関係者へ諮っており、統計の質の面においても、総務省統計部門ともしっかりと調整させていただきました。2回目の入札から8月の3回目の入札まで時間がかかっているのは、そのような調整を行った結果であり、政府の一般統計として毎年調査しているものなので、穴を空けるわけにもいかないという中で、総務省統計部門などの責任ある部門と何度もやり取りをしながら、ぎりぎりの調整、意思決定をさせていただいたのが1つの答えであります。

回収率につきましては、御指摘のとおりで、総務省統計部門とのやり取りの中でも、調査員調査方式から郵送調査方式に変更するときに、目標回収率の話もありました。目標回収率を下げていいのかという議論をどこまでできたのかというと、平成13年以降、60%、70%、60%でやってきたので、回収率は当面維持したまま、まずは郵送調査方式に変更することで調達を実施するということで、総務省統計部門とも相談して、そこが着地点となりました。本音のところを言うと、確かに調査員調査方式から郵送調査方式に変更すると回収率は落ちるだろうということは予想がつきましたが、目標回収率は維持したまま調査に臨んだということになります。

3点目は、調査員調査方式には戻さない形で、今、総務省統計部門へ相談しており、令和4年度調査も引き続き郵送調査方式で実施していくということです。

3つお答えしましたが、もう一つ付言しますと、厚生労働省内で有識者を招いて検討会を開きましたという話を先ほど御説明しましたが、実はそこでも同じような指摘があつて、統計を専門とされている委員からも、そもそもこの回収率60%、70%、60%という設定自体が高過ぎるかもしれない、という御指摘は受けています。ただし、一般統計で回収率を変えるというと、これはまた大きな議論になるので、そこは今後の中長期課題としてどう整理・検討していくか、という指摘は受けています。時間がかかると思いますが、回収率についても、どこが妥当なラインか、60%、70%、60%は実査との乖離があるので、何を根拠にどのレベルに下げるかということは、ほかの統計調査で回収率を下げている前例なども見ながら、様々なところに波及する話ですので、そこは中長期的な検討課題として置いてあるという状況です。

以上であります。

○中川主査 三輪委員、お願いします。

○三輪専門委員 すみません。大枠の話は理解いたしました。それで、ちょっとだけ私も付言をさせていただければと思うんですけども、回収率の高さというのは、それだけが問題ではなくて、回収していない層と回収した層が完全にランダムだったら、実はデータのクオリティーとしては何も問題がないんですよね。なので、単純に回収率が下がったからイコール悪だということではなくて、下がっているのだけれども、前のデータと実は連続できる、比較可能性が担保されているといった検証を恐らく丁寧にやられる必要があるのかなと今回は感じました。

もう 1 点だけ。最後の回収率の点なんですけれども、私が業者だったら、郵送でこの回収率を取れと言われたら、私は入札できないと思います。つまり、今後のやり方とこの目標としているものにずれがあると、まさに今度は競争性というか、入札が成立しないという事態をより悪化させるというか、今でも十分悪いんですけども、そのままにしてしまうかなということも懸念としてあるということだけ付言させていただければと思います。

では、失礼します。

○黒田室長 ありがとうございます。いただいた意見を踏まえながら、今後検討させていただきます。

○中川主査 川澤委員、お願ひいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料 1 の 4 ページの質の部分で、集計ミス等に起因する訂正が 2 度発生というのがあるかと思います。対応としては迅速に御対応いただいて、おおむね適切にというところに異論はないのですが、その次の仕様書作成の際に、集計ミスが発生した要因をいかにクリアできるかというところは、もう少し明確化したりとか、ぜひ御検討いただきたいなと思いました。

以上です。

○黒田室長 ありがとうございます。委員御指摘のとおりで、1 度ならず 2 度ということは、我々としても気づけなかつたというところがあるため、省内でもかなり時間をかけて、今、次期調達に向けて、統計調査の仕様を含めて検討中です。様々な複合要因が重なって、2 回目は全表に修正が生じたため、再度そのようなことが起きないよう、今、検討しているところです。御意見ありがとうございます。

○川澤専門委員 過年度の結果については、特に今回のミスで訂正ということにはならなかつたということなんでしょうか。

○黒田室長 検証しましたが、過年度の結果は問題ありませんでした。令和 2 年度調査から今回受託した業者に替わりましたが、要因として、まず、スケジュールがかなりタイトな中でやらなければいけなかつたということがあります、あとは、同じ事業者が連続して実施していれば起こらなかつたようなミスもあつたり、様々な複合要因が重なっていました。遡って確認しましたが、令和 2 年度調査という切替時期の調査単体として、間違っている部分があつたということになります。令和 3 年度調査は、ミスがないように、今、公表に向けて準備しています。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問はございませんか。

ありがとうございました。それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありがとうございます。今回いただいた御意見の中で、回収率の設定につきまして御意見がありました。また、仕様書の作成の際に、今回生じた集計ミスに対しての要因を明確化して、新たな仕様書の作成を行うということでも御意見をいただきました。これらの意見につきましては、次期の実施要項の検討の際にも反映させていきたいと思います。今回の資料につきましては、特段修正なしとさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。

本日はどうもありがとうございました。

○黒田室長 ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(観光庁入室)

○中川主査 次に、宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務の実施状況について、観光庁観光戦略課観光統計調査室、岩上室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○岩上室長 よろしくお願ひします。観光庁の岩上です。それでは早速、資料に基づいて、いきたいと思います。資料に関しましては、題名が「民間競争入札実施事業「宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務」の実施状況について（案）」となっております。それでは、説明をしていきたいと思います。

まず、1. 事業の概要ですが、こちらに関しましては、公サ法に基づく民間競争入札を行いまして、以下の内容において、宿泊旅行統計調査という統計調査の実査・集計・分析業務を実施しているところでございます。

具体的な業務内容としては、日本の宿泊旅行の実態を把握することを目的として、宿泊施設に対して、宿泊した日本人、外国人別の延べ宿泊者数や稼働率などを調査する統計調査というものを作っております。その調査の実施・集計、調査対象の名簿作成・選定・連絡、統計表の作成業務の委託をしているところでございます。

(2) ですが、こちら、契約期間は、昨年の4月1日から今年の3月31日までとなつております。

その際の受託事業者は、インテージリサーチとなっておりました。

実施状況評価期間に関しては、契約期間と同様です。

(5) といたしまして、受託事業者決定の経緯ですが、こちらは、最低価格落札方式にて、約1年半前の令和3年2月25日に開札したところ、入札参加者は1者のみであり、予定価格の範囲内だったため、落札者として決定したというところでございます。

次に、2. 確保されるべき質の達成状況及び評価について、御説明さしあげたいと思います。

こちら、民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が確保すべきの質の達成状況に対する評価は、下記の表のとおりとなっております。説明していきます。

業務内容に関しましては、実施要項に示す業務を適切に実施することございまして、実際そちらの評価に関しましては、月次の進捗報告会を行っておりまして、こちらで業務内容を確認しております、適切に実施しているということとなっております。

次に、スケジュールの遵守ですが、こちらに関しては、業務計画書の年間スケジュール項目により設定された各業務について、しっかりと期限内に処理されているということで、確保されるべき質は確保されているところではございます。

次に、マニュアルによる対応ですが、こちらも、月次の進捗報告会によって業務内容を確認したところ、適切に各種マニュアルに沿って対応を実施しているということとなっております。

次に、③調査拒否等報告ですが、上の表のとおりとなっておりまして、このとおり、適切に実施をしており、確保されるべき質は確保されているところでございます。

次に、問合せ・苦情対応に関しましても、上記のとおり対応していると報告を受けておりまして、特に4月、5月などは少し多めに出ているのですけれども、毎月きちんと対応しております、確保されるべき質は確保されているところでございます。

次に、⑤調査票回収・督促状況に関しまして、実際に月別が上の表となっておりまして、年間はこの年間平均有効回答率で10人以上62.2%、10人未満45.0%となったところでございます。

こちらの評価でございますが、実施要項に定めておりまして、月別で見ると、10人以上では59.7%、10人未満では38.7%となっており、年間では、10人以上では6

1.0%、10人未満の施設では41.2%と定めているところではございますが、こちらのほうをクリアしております、適切に実施されているという評価でございます。

督促状況につきましても、このように、協力依頼架電や協力依頼はがきを実施しているということで、適切に実施しているという評価でございます。

次に、疑義照会状況におきましても、各月、このように対応していると報告を受けておりまして、適切に実施しているという評価でございます。

勤務体制につきましても、業務計画書において、上記A)～D)について記載されており、確認したところ適切な体制となっていることから、しっかりと確保されるべき質は確保されていると考えております。

事業報告につきましても、月次の進捗報告会及び納品物により内容についてしっかりと確認しております、業務を適切に実施しているということから、しっかりと質は確保されていると考えています。

2. は以上となりまして、次に3. 実施経費の状況及び評価について述べさせていただきたいと思います。

こちら、(1) 実施経費は、約1.7億円となっております。

実際、経費の削減効果、(2) のところなんですかけれども、市場化テスト導入前の実施経費は同額の約1.7億円となっておりまして、この数字だけを見ると、削減率はゼロ%という結果になっております。

(3) 評価ですが、単純に比較すると、経費削減効果はなかったというところでございますか、ただし書のところでございまして、昨今的人件費の上昇を考慮すると、下記のとおりであり、契約額自体は同額ではあったんですけれども、人件費上昇等を考慮すると経費削減効果はあったと考えております。

具体的には、こちらの下の表を見ていただきますと、こちらは人件費についてかかった金額を記載しているんですけれども、令和2年度に関しましては一番下の約5,600万円となっておりますが、令和3年度につきましては人件費だけを見ると約6,200万円となっておりまして、差額として、実際にその契約額自体は同額であったところ、ただ人件費分については増加しており、人件費上昇分に相当する削減効果があったと考えております。

次に、4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等というところですが、民間事業者からの改善提案が随時なされておりまして、実際に実施されているところでございます。

2点ございまして、(1) 都道府県母集団名簿照会の更新用ファイルの見直しということで、こちらは、都道府県の担当者における更新作業は旅館業法に基づく登録データが最新のものとなっていないこともあるため、我々が準備した更新用ファイルについて、重複データの色づけや、直近の回収がある施設が分かるフラグ欄を追加し、最新情報となっていことが分かるようにして、都道府県の担当者の作業負担軽減を図ったところでございます。

次、(2) 協力依頼状と協力依頼はがきの見直しということで、コロナ療養施設となっている場合について、実態を確認した上で、適切な回答ができるよう、依頼状やはがきを分かりやすいように見直しを図ったというところになっております。

次、5. 全体的な評価ですが、確保されるべき質の達成状況の部分については、外部有識者で構成された評価検討委員会を設置しており、こちらにおいて評価を得ており、業務の確実な実施という目的は達成できたところであります。競争性の確保については、1者応札となっており、また、経費削減効果については、人件費上昇等による分の経費の削減効果はあったものの、他の事業者の参入が図られるように事業の周知の取組を行うなど、さらなる競争性の確保に向けた課題が認められると考えたところでございます。

一方、令和4年度の現在実施している事業についてなんですかれども、こちらを並行して進めていたところ、官民競争入札等監理委員会において委員からの、単年度事業のための新規事業者の参入を考慮するなどの指摘を踏まえて、さらなる入札公告期間、引継ぎ期間の長期化などを図ったところ、令和4年2月10日の直近の開札では3者の応札があり、競争性の確保を図ることができました。

また、経費削減についても、令和3年度の契約額が先ほど申し上げたとおり約1.7億円であったところ、令和4年度、今年度に関しましては約1.2億円で、5,000万円の削減効果があったところでございます。

次に、6. 今後の方針についてなんですかれども、(1) 事業の実施状況に関しまして、本事業への市場化テスト導入は今回が初めてですが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりとなっております。

①としまして、実施期間中に民間事業者が業務改善指示などを受けた事実や、法令違反行為などを行った事案はなかった。

②といたしまして、我々が設置いたしました評価検討委員会による実施状況のチェックを受ける体制を予定している。

③といたしましては、本事業入札においては、1者からの応札となっており、競争性は確保されなかつたところではございますが、令和4年度の事業では3者の応札があり、競争性は確保されたと判断できるところではございます。

④といたしまして、対象公共サービスの確保される質に係る達成目標については、達成しているところでございます。

⑤といたしまして、経費について、市場化テスト実施前経費と比較し、人件費上昇などの分の経費削減効果があったと考えております。

最後に、(2)といたしまして、次期事業の実施の部分ですが、以上のことから、本事業では良好な結果が得られなかつたものの、令和4年度の事業についても並行して進めておりまして、令和4年度の事業においては、3者の応札があり、競争性の確保は満たされたと判断できるため、今期事業をもって「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、終了プロセスへ移行した上で、自ら公共サービスの質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと考えております。また、委員から指摘のあったオンライン調査の導入については、引き続き予算の確保に努めるなど、引き続き検討を進めいくことといたします。

私からの説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省から御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 評価（案）につきまして、資料B-1に基づき御説明いたします。

まず、I、事業の概要ですが、こちらは実施府省より説明がございましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、2ページ目のII、評価についてです。令和4年度開始事業の経過を確認した上で、終了プロセスに移行することが適当と考えます。今回このように条件をつけた記載しておりますが、その理由を御説明いたします。

まず、2、(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価において、確保されるべき水準につきましては、いずれも達成されております。

また、3ページ目、民間事業者からの改善提案につきましても、2点挙げられておりまして、こちらも公共サービスの質の維持向上に資しているものと評価しております。

次に、(3) 実施経費ですが、従来経費と比較すると同額であるところ、関連職種における人件費単価の上昇を考慮いたしますと、一定の効果があったものと評価できます。

(4) 選定の際の課題に対応する改善です。1者応札が継続しており、競争性に課題が認められたところ、入札公告期間・引継ぎ期間の延長、事業内容の詳細な情報開示等により新規事業者の参入促進を図りましたが、結果1者応札となり、課題が残りました。

しかしながら、令和4年度事業については、さらなる入札期間・引継ぎ期間の延長、事業の周知の取組、業務内容の明確化等を実施し、結果3者応札に至り、改善が認められました。

(5) 評価のまとめです。確保されるべき質における目標の達成、サービスの質の維持向上の実現、経費削減においても一定の効果が認められましたが、競争性の確保においては課題が残りました。

しかしながら、令和4年4月1日から実施している事業におきましては、複数応札となっております。さらに、競争性が働いたことにより、令和4年度事業における契約金額も、従来経費と比べて30%減額となりました。

(6) 今後の方針ですが、本事業については、前述いたしました令和4年度事業の状況を踏まえまして、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II. 1.

(1) の基準を満たすことが見込まれており、令和4年度事業の経過について、観光庁から提出される実施状況報告書により確認し、報告することを前提として、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

なお、観光庁には、サービスの質の維持向上及びコスト削減のため、オンライン調査の促進をはじめ、様々な取組を行っていくことを求めたいと考えております。

以上です。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願ひいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。ただいまの資料B－1の4ページ目でございます。(6)今後の方針を拝見いたしますと、まず1つ目、細かいんですが、(6)今後の方針の第1パラグラフの終わりのほうに「観光庁から提出される実施状況報告書により確認し、報告する」と書いてございます。念のためなんですけれども、この「確認し、報告する」という動詞の主語は事務局さんで、そしてこの報告する対象はこちらの監理委員会の小委員会という理解で、まずよろしいでしょうか。

○事務局 御理解のとおりです。

○辻副主査 分かりました。すると、1点、僕はちょっと懸念しているんですけれども、(6)の3行目に、終了プロセスの指針の「II. 1. (1) の基準を満たすことが見込まれており」という表現が使われてございます。念のため、この指針の本体を今僕は拝見しているんですけども、終了プロセスの指針の(1)の④にはどう書いてあるかというと、「対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか」という表現がされてございます。「目標を達成している見込みがあるか」という表現ではございません。恐らく、今回見込まれているという事実認定の下、今回、終了プロセスに移行してしまうことを、細かいんですが、この指針に書かれている表現を若干、解釈によつて広げてしまう、緩和することになるかと思われます。

そこでお伺いするんですが、「見込まれており」という部分につきまして、事務局さんのほうで、どのような担保といいますか、ほぼ確実に今回この質が、クオリティーが達成されると見込まれていると御判断なさった背景事情等をもしよろしければ伺いたいと思ったんですが、いかがでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。確かに、必ず達成するかと聞かれますと、100%ではないところはございます。ただ、4月、5月の状況を伺いますと、事業者は変わっているものの、レポートなども期限どおりに出ているということで、このまま何もなければ、問題なくやっていけるのではないかというような観光庁からの報告がございます。その上で評価させていただきました。

○辻副主査 ですと、これも念のためなんですが、資料2のほうの4ページ目でございます。こちらを見ると、(3)評価の部分に積算資料が引用されておりまして、世間では人件費が上がっているんだけれども、今回の事業に関しては、それほど価格が上がってコストが上がっていないという記載がございます。それを踏まえて、資料B－3の、令和3年度事業ではなく、令和4年度事業のほうでございます。こちらを見ると、新しい業

者が落札されていらっしゃいまして、そして落札率が70%を割って、かなりコストも激減しているように見受けられます。

そうすると、これも若干の懸念がございまして、かなりこのコストが非常にドラスチックに軽減されたにもかかわらず、向こう1年間について、従前どおり良好な結果が得られるということが確信できるかという部分は若干自信がないところなんですが、この辺り、コストがかなり下がっているという部分について、事務局はどのようにお考えなんでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。その点に関しましても、観光庁に、経費が非常に下がっている点について、大丈夫なのかとお話を致しました。観光庁からも事業者のように事業は適切にできるかどうかの確認は入れておりまして、できるということでお願いしているということです。低価格入札になつたら調査が入るんですけども、そこまでの金額ではなかつたということも確認しております。その状況も踏まえて、レポートを見て事業が適切に行われているかを確認させていただくというような記載にしております。

○辻副主査 ありがとうございました。やはりこの指針の記載ぶり、「基準を満たすことが見込まれております」という言葉が使われていない部分がちょっと僕は個人的には気になりますので、今回、解釈でちょっと広げるという部分について、ほかの案件にも影響するよう懸念されますので、念のため、ほかの委員の方々の御意見も伺えればと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○中川主査 ほかの委員の方々、御意見はいかがでしょうか。

川澤委員、お願ひいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。今の点、資料B-1の今後の方針の部分につきましては、私も辻委員と同じ違和感を少し持ちました。そのため、個人的には、指針の基準をこの事業については、令和3年4月1日からの事業については、満たしていくと評価をして、終了プロセスに移行することが適當であると。その令和4年度の事業については、別途評価を行って、令和6年度事業についての終了プロセスについて検討するというほうがシンプルではないかなという気がいたしました。ただ、そこは、令和5年度事業については市場化テストの対象外になるという整理になりますので、そこが事務局としてどう御判断されるか、一連の流れの手続をどう御判断されるかというのは、検討いただきたいなと思いました。

あと、資料2の細かい点なんですが、1ページ目のところに、通常、契約金額はあると思うんですけども、それが漏れていたので、入れたほうがいいのではないかというのが1点です。

それとあと、資料の4ページの部分で、(3)の評価で、「契約額は同額であったが」ということで、試算をしていただいているんだと思います。ここが仮の数字であるので、個人的にはこれが正しいかは「参考」といった形で、もしこういう数値を示すのであれば、「参考」という形で落としたほうがいいのではないか。この実額としては削減効果はなかったけれども、考慮すると削減効果があったと評価されるという文言ベースであれば、この評価の本文に入れてもいいのではないかと思うんですけども、その根拠となるこの数字については、恐らくこれが本当に実額として削減されたのではないかという印象を抱かれると多分正しくないと思いますので、「参考」という、試算という形で明記したほうがいいのではないかと思いました。

その上で、「契約額は同額であったが、人件費上昇等の経費削減効果があった」というのは、ちょっと言葉として分かりづらいかなという気がしましたので、「人件費上昇の傾向があるものの、本事業については経費削減効果があった」とか、ちょっと文言を見直していただいたほうがいいのかなと思いました。

あと、経費の比較についてのこの表の工数については、実施体制の人日については、これは実際の人日で、単価だけ積算資料から引用されていると、そういう整理なんでしょうか。

○小野専門官　観光庁の小野ですけれども、この経費の比較の入件費、実施体制の人日については、事業者の方に確認しております、令和2年度の方は実施要項に載せておりますけれども、令和3年度につきましては、業者に確認して、この日数をいただいたものでございます。

観光庁からは以上でございます。

○川澤専門委員　そうしますと、令和3年度については、その他の部分でかなり業務量が増えたということが、実際にはそうだったということですか。

○小野専門官　そうですね。その他のところが72人日から108人日とお聞きはしております。

○川澤専門委員 そうすると、実施経費のところの3ページの数字は、契約額が変わらず支払われたということで、すみません、ちょっと今混乱しているんですけれども、実際にかかっている経費は増えていないんですか。増えていないということなんですか、2年で。

○小野専門官 契約額については変わっておりませんで、そのうち人件費が幾らかだったというのは、別に観光庁に報告するというものではございませんので、実際どれだけ人件費を業者の方方が使っているかというのは、ちょっとこちらの方では分からぬところでございます。ただ、何人日かかっているかというのは、確認したら教えていただけましたので、そこの比較はしているところでございます。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。では、ちょっとその文言と、その試算であるということを明記していただくのがいいのではないかというところ、そこが、5ページの部分も、全体的な評価の部分で、「人件費上昇等による分の経費の削減効果があった」と書いていただいていますので、そこも少し見直したらいいのではないかと思いました。

この経費削減、最後の部分の令和3年度の契約額から削減効果あったという、これは4年度についてだと思いますので、ここは結構ですので、そこの試算の部分だけ少し気になりました。

以上です。

○小野専門官 観光庁、小野ですけれども、御指摘ありがとうございました。書きぶりについては、検討して直させていただきたいと思います。

以上です。

○中川主査 すみません、今の点にちょっと関連してお聞きしたいんですけども、令和2年度と令和3年度の業務内容、業務ボリュームというのは同じですよね。

○小野専門官 観光庁、小野ですが、はい、おっしゃるとおりです。業務内容については変えておりませんので、同じでございます。

○中川主査 そうすると、実施体制のところが、先ほどのその他の部分だけではなくて、ほかにも三、四項目、かなり増えて、全体として1915から2024に増えているんですけども、同じ業務に対してより多くの人をかけて同じ価格で行ったということになりますか。

○小野専門官 おっしゃるとおりでございます。業務内容としては変わりませんけれども、例えばベース資料なども、ちょっとコロナの影響もございますので、いつもは入れていな  
い19年からの比較が分かるようなグラフにしたり、そのようなちょっといつもは入れて  
いないものを入れてもらったりというような作業といいますか、そういうのはお願ひはし  
ておりますけれども、根本的にはやっている事業というのは同じでございます。

○中川主査 とすると、削減ということにつながらないのではないかと考えるんですけども、単価の部分は人件費が上がったにもかかわらず抑えましたということで、削減と  
一部抑えられなくもないんですが、実際には人を多く投入して同じ質の業務、同じ質の業  
務ボリュームを達成したとすると、それは削減には当たらないのではないかと考えたん  
ですけれども、いかがでしょうか。

○小野専門官 観光庁でございますけれども、そうですね。そういう意味では、実施体制  
が増えた理由については、そこまでちょっと確認はしておりませんけども、その分を加味  
したとしても、同じだけを維持していくというところで、業者のほうが人をより多くかけ  
るという判断をしたということを考えますと、人の人数分と人の単価分というのが本来は  
上昇すべきところが上昇していなかつたと考えれば、削減した効果があったのではないか  
と考えているところでございます。

○中川主査 ごめんなさい。ちょっとそこ私は納得できていなくて、同じ業務、同じ量、  
同じ質を行うのに、例えば100円かけていて、次の年度、同じ100円。でも、かかつ  
た人数はより多かった。だとすると、そのかかった人数が多かった分、削減とは呼ばない  
のではないか。特にこれは請負業務だと思いますので、そこは請け負った業者さんが全  
部管理されるべき部分であり、削減効果にはならないと判断しますけれども、いかがですか。

○小野専門官 そういう意味では、下請の分とかはちょっと除かせていただいていると思  
っておりますので、あと外注している部分ですね。そこを外注から内製に変えたとか、そ  
ういったこともあるかと思いますので、一概にこれだけを見て、全部自前でやっていると  
いうことではなくて、再委託等もございますので、一概にどうなのかなとは思いますけれ  
ども。以上でございます。

○中川主査 ちょっとそこの部分は一度再検討いただければと思います。単価が上がった  
分をその分上昇せずに抑えられたとすれば、それは削減だと思うんですけども、繰り返  
しになりますけれども、同じ業務、同じ質のものを納めるに当たって、どれだけの人をか

けたかというのはその業者の管理範囲内であって、削減効果には当たらないと私は思います。

○小野専門官 御指摘ありがとうございます。それでしたら、単価の上昇分だけをちょっと比較させていただくという方法もあると思いますので、ちょっと検討させていただければと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

すみません、生島委員、手を挙げていらっしゃいましたよね。よろしくお願ひいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。質問させてください。こちらは終了プロセスに向かうということで、その評価のところで、競争性の確保ができたという評価は、あくまでも令和4年度に複数応札があったからということで、もし令和4年度の複数応札がなければ終了プロセスには至らなかつたということで理解してよろしいんでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○生島専門委員 なるほど。そのような単年度のその年度の評価を翌年度のことで評価するということはよくあるのでしょうか。

○事務局 そのような評価をさせていただくのは今回が初めてではあります。

○生島専門委員 例えばなんですかとも、例えば、悪い言い方ですかとも、ダンピングみたいな形で、まだ始まって4月、5月で、どこか、来年までの間で、何か質のところで問題が起こったりとか、もしくは翌年度の入札のときにはまた価格を上げてしまったりとか、そのように何か問題があった場合に、本当に今4月、5月の段階でこの複数応札でもって競争性が確保されたということを判断するのは早計ではないかという点について、ほかの委員と同じ懸念になるんですけれども、大丈夫なのかなというところが私もございましたので、ちょっと1点、疑問としてお伺いさせていただきました。

○事務局 御意見ありがとうございます。事務局としても、先生方と同じようには考えておりまして、競争性と価格の部分は令和4年度事業においては達成されていると、もう現時点で分かっているんですけれども、ただ、質の部分は確認をしないといけないということで、評価案には、観光庁からレポートが来て、その実施状況報告書を確認して御報告させていただくということで、条件付の終了という評価をさせていただいたという次第です。

○生島専門委員 そんなに焦らなくても、せめて1年間、業務がちゃんといくかどうかを見てから終了プロセスに移行するのを待つというのはなぜいけないんでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。先ほどの川澤先生からの御指摘にもありましたとおり、今回は単年度事業ですので、令和4年度事業の評価というのは、令和5年度事業の実施要項案の審議の後になります。令和5年度事業の実施要項案を作成するに当たっては、通常ですと評価審議を経て、その評価結果を反映できるのですけれども、単年度ですと、評価が実施要項案の審議と前後してしまいますので、令和4年度事業では課題であった点をクリアしているにもかかわらず、また実施要項案を作成するということになります。令和5年度事業の実施要項案作成をスキップして、もし令和4年度事業の質がよくなければ、また市場化テストに戻して、令和6年度から始めるはどうか、令和5年度の実施要項案をどうするかと、そこが一番、事務局でも検討したところだったのですけれども、今の段階では課題であった一者応札がクリアされているということなので、令和5年度事業の実施要項案に関しては作成しなくてもいいのではないかと、観光庁では監理委員会の関与がなくても適切に事業が実施されていくのではないかという判断でこのように書かせていただきました。

○生島専門委員 ありがとうございます。何かやっぱり、4月、5月の2か月だけで判断というのはちょっと早いなというのはどうしても私としては思ってしまうんですけれども、そのような御判断ということで了解いたしました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかの委員の御意見、御質問はございますか。三輪委員、お願ひいたします。

○三輪専門委員 すみません、今の点からそれてしまうのでちょっと時間が空いたのですけれども、今回の実施報告書の中にも——評価書かな、見られた、オンライン調査の促進について伺わせてください。こちらに関しては検討されたということなんですが、どのようなことをどこまで検討されて、今後どのような方針を考えているのかという点に関してお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○中川主査 観光庁、お願ひいたします。

○小野専門官 観光庁の小野ですけれども、オンラインについてちょっと回答させていただきます。今まさしく来年度の令和5年度実施に向けて予算要求をしているところでございまして、来年中には電子調査票のほうを開発いたしまして、総務省のe-Surveyというオンライン調査のプラットフォームに載つていって、来年度中には開始できたらなと考えているところでございます。

以上でございます。

○三輪専門委員 分かりました。そちらのほうの新しい方針というか、そのようなことを今回の入札といいますか、そのときに提示したので、今回何かこんなにたくさん仕様書などを持っていったということだと、34者でしたかね、何か大幅に、全く別世界という数字が出ているんですか、そのように公告期間の延長などということだけではなくて、調査の中身そのものが変わったということ、やり方が変わるということも今回の競争性の確保につながっているというような、そういう理解で正しいのでしょうか。

○小野専門官 観光庁の小野ですけれども、仕様書上では、特にオンライン調査について、e-Surveyとか、電子調査票を開発してやっていきますということは特にうたっておりませんので、仕様書の取得事業者が34者あったということとはあまり直接には関係はないのではないかと考えているところでございます。

あと、観光庁としまして、今回のこの調達が入札公告の1番目でございましたので、大分早いということをございまして、そこで興味を持った方が多数取りに来たのではなかろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○三輪専門委員 分かりました。

○中川主査 ほかにいかがですか。

今、評価案としては、終了プロセスに移行ということで、令和5年度の件にちょっといろいろな御意見をいただいたところであるのですが、私自身、このまま事業を終了する方向で監理委員会に報告してよいのかどうか、非常に今迷っております。ですので、もしほかに御意見、御質問等がなければ、ちょっと委員お一人ずつに御意見を伺いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

では、辻委員、終了プロセス移行に賛成でしょうか、反対でしょうか。

辻委員、お願ひいたします。

○辻副主査 やはり、本当に本件は慎重にいかざるを得ないのかなという心証を抱いておりますので、反対とさせていただきます。

○中川主査 ありがとうございます。

川澤委員、いかがでしょうか。

○川澤専門委員 通常のプロセスを踏まえたほうが後々すっきりと終了できるのではないかというような気がしますので、今回は継続という形のほうがよろしいのではないかと思いました。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

生島委員、いかがでしょうか。

○生島専門委員 すみません、私も、あまりちょっと、新しい、前例のないやり方——前例がないからいけないということではないんですけども、何でそんなに急いでやらなければいけないのかというところが理解できないというか、分からなかつたので、今回は反対とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○中川主査 ありがとうございます。

三輪委員、いかがですか。

○三輪専門委員 私に関しましては、調査とデータの専門家ですので、実はこの手のプロセスに詳しいわけではございません。ただし、今の議論の経緯を踏まえますと、積極的に賛成できるようなことではないということだけは申し上げたいと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

尾花委員、いかがでしょうか。

○尾花専門委員 他の委員の多数決及び主査の意見には従おうと思いますが、今回、事務局のほうで、恐らく公サ法の手続に載せた調達をすることの実施府省の負担等をお考えの上、令和5年を外したほうが実務的にうまくいくのではないかと考えたのが、この御意見とを考えます。さらにその4月、5月についても、ちゃんと一応うまくいく見込みがあると事務局がお考えになったのだろうと理解しています。なので、そういう観点から、令和5年を外したいという目的でいくのであれば、終了プロセスに入ってもいいと考えています。

ただ、令和4年の業務内容について、きちんと見るという手続を残すという意味で、そこでまずかった場合には、自動的に令和6年復活という、そういう条件付で現在終了という形であれば、実質、実施府省の方の業務負担もなくしつつ、公サ法の実態も実現できるのではないかと。結局、今の話だと、令和4年の後にやるとすると、結局、令和5年分も評価せざるを得なくなってしまって、実施府省を長くこの手続に引っ張ってしまうことの効果というか、負担をどのように見るのかなと。そういう点からの事務局の御判断かなと考えたことから、終了とし、令和4年の実施結果を見て、その部分についてはプロセスに入っているわけなので、小委員会を開いてちゃんと見た上で、駄目なときには令和4年から自動的に復活と、そういう条件付だと、私としては納得できます。

以上です。

○中川主査 ありがとうございました。

浅羽委員、いかがですか。

○浅羽副主査 私個人の意見はもちろんありますけれども、受け取る側の監理委員会の委員長ですので、ちょっとこれについての判断は、申し訳ありません、避けさせていただきます。申し訳ありません。

○中川主査 了解しました。ありがとうございます。

今、尾花委員のほうから、一つの妥協案というか、解決策の御提示があったのですけれども、その点について、先ほど反対と御発言された辻委員、川澤委員、生島委員。辻委員、いかがですか。

○辻副主査 大変興味深くお伺いさせていただきました。一旦、多分論点になりそうなのは、報告を受けて結果が悪かったらという、悪いかどうかをどうやって判断するかという手続をどうするかという問題だと思います。この辺りの手續は、実際に小委を開くという理解でよろしいでしょうか。

○尾花専門委員 すみません。尾花の意見では、小委を開きます。

○辻副主査 僕も個人的には、小委を開いていただけるのであれば、賛成することができるかなと考えております。

○中川主査 川澤委員、生島委員、いかがですか。

○川澤専門委員 今回の本事業を終了するということに仮にした場合、私も、令和4年度については、通常のプロセスにのっとって入札監理委員会で審議するということのほうがシンプルなんだと思います。今回、本事業も終了するとなると、ほかの事業と照らして、きちんと、一者応札に今なってしまっている状況を踏まえますと、結果として令和4年は複数なんですが、令和4年にやったような、かなりの努力をしましたということをこの実施報告書の中に少し書き込んだほうがいいのではないかなと思います。ほかの終了プロセスも、一者応札であっても終了している事業はあると思うんです。その場合は、ヒアリングをして、こういう努力をしたけれども、一者が改善しなかったのでというようなことになっていると思いますので、全く同じ状況ではないんですけども、こういうかなりの努力によって、令和4年度については複数者応札が達成されたといったことを少し書き込んで、それをもって本事業は終了するのだと、令和4年度事業については別途通常のプロセスで評価をするというほうがいいのではないかと思いました。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

生島委員、何かございますか。

○生島専門委員 そうですね。私も、何かルールを明確化していただいたほうが分かりやすいのかなと。令和3年の事業の評価を令和4年の結果でもって評価するということはどこに書いてあるのかなというのがよく分からなかつたので、そういうルールであるのであれば、別に問題ないと思うんですけども、そういうルールが明文化されていないのだけれども、ひよいとそういうものを持ってきてしまうという、何というんですかね、何か、ルールがうやむやに、そのときどきに融通無碍に解釈されてしまうのでいいのかなというところは、別にこれに限らずなんすけれども、そうすると、自分でつくった法律を自分でぐにやぐにやにしてしまうようになってしまって大丈夫なんでしょうかという懸念があるというところですかね。

ただ、実際、そうはいっても、尾花先生の御指摘のように、実務に即して見れば、これは私の意見が形式論かもしれませんので、形式論よりも実態の問題があるよねというのは非常に分かりますので、実態の問題として、必要であれば、それは実態を優先したほうがよろしいというのは分かりますので、そのバランスかなと思います。

○中川主査 皆様、ありがとうございました。

基本的に今、まとめさせていただくと、現実的な実態も踏まえ、ルールや手続を明文化して、それを明らかにした上で、令和5年度に関しては一旦終了、ただし、その後、令和4年度の実施評価に関してきちんと評価を行い、それを小委員会にかけ、結果次第によつては令和6年度への速やかな復活というプロセスを明確にするという条件において、今回は終了プロセスに移行ということにさせていただきたいと思います。

辻委員、何か。

○辻副主査 申し訳ありません。1点だけ確認したいんですけども、念のため、一旦終わらせた上で、この令和4年度に関しては、この小委で審議をすると。もしもそのときに、良好な結果が得られなかつたという結論になつた場合に、再度引き戻すという手続があると思うんですけども、その引き戻すかどうかの最終的な決定権限を持つのは、独占的に小委もしくは監理委員会なのか、それともそれ以外の国の部署が判断することになるとか、つまり、入札小委においてはもう一回引き戻してもらいたいと考えたところ、別の部署が

最終的な決定権限を持っていて、引き戻さないという結末もあり得るのでしょうか。いかがでしょうか。

○長瀬参事官 それは、通常の評価と同様に、形式的な主体は総務省ですが、評価及び今後の取扱いを決めるのは、当然、監理委員会の御助言御審議の結果の上で整理することになります。

○辻副主査 分かりました。

○中川主査 よろしいですか。

ほかに御質問、確認しておきたい点がありましたらお願ひいたします。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 御意見など、ありがとうございました。

まず、実施状況報告書のほうで川澤先生から御指摘いただきました、契約金額を入れること、また4ページ目の経費のところで、「試算」とか「参考」というような言葉を入れる、3行目のところで同じく、「人件費上昇等の」の文章を検討いただくということですね、それから、中川先生から御指摘いただきましたように、単価の上昇分の記載、この全体の金額というよりは単価の上昇分のような記載の仕方にするというのを観光庁には御検討いただきたいと存じます。

評価案に関してなんですけれども、中川先生にまとめていただきましたとおり、評価案に関しては、小委を開くという方向で、それを評価案に記載して、終了プロセスには入るのですけれども、ルールとか、あとは手続をこの評価案に明文化するということでよろしいでしょうか。

○中川主査 おおむね大丈夫だと思いますけれども、評価案のほうをまた拝見させていただいて、先生方にも御確認をいただければと思います。

よろしいですか。

では、本日の審議を踏まえて、本事業を一旦条件付の終了とする方向で監理委員会には報告することいたします。

事業評価案の審議は以上となります。

本日はありがとうございました。

(観光庁退室)

—— 了 ——